

公益財団法人動物臨床医学研究所における公的研究費等の使用に関する行動規範

平成28年7月24日
理事長（最高管理責任者）裁定

公的研究費はその原資が国民の税金により賄われており、その不正使用は国民の信頼と付託を大きく損なうものである。このことを踏まえ、この行動規範は、公益財団法人動物臨床医学研究所（以下「本研究所」という。）における公的研究費を使用する上での本研究所構成員（*1）の取り組みの指針を明らかにするものである。

1. 構成員は、公的研究費が本研究所の管理する公的な資金であることを認識し、校正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 構成員は、公的研究費の使用にあたり、関係する法令・通知および本研究所が定める規則、規定等並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 構成員は、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 構成員は、公的研究費の使用に当り、取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことがないよう公正に行動しなければならない。
6. 構成員は、公的研究費の不正使用または不正使用のおそれがあることを知った場合は速やかに本研究所の通報窓口へ通報しなければならない。

（*1）構成員とは、文部科学省が制定している「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に準じ、本研究所に所属する管理者、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう。